

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成28年11月7日（平成28年（行情）諮問第670号）

答申日：平成29年8月4日（平成29年度（行情）答申第175号）

事件名：特定の裁判の証拠書類と同時に作成された11枚の査定図の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月26日付け特定記号第310号-2により特定森林管理局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、開示請求に対応した査定図の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書（不服申立書）の記載によると、次のとおりである（なお、意見書及び審査請求人が添付している資料の内容は省略する。）。

(1) 開示請求は、裁判の証拠書類、甲第3号証の1、2（査定図4、5）と同時に作成された、13枚のうちの残りの査定図の開示を求めたものですが、開示された査定図の中には、査定図の番号が13番以上の図面が8枚もありました。

明治37年作成の査定図13枚は、当然のこととして、一連の番号が付されて作成されたからこそ、13枚のうち4、5との記載がされていると思われます。

このような、同時に作成されたとは考えられない番号の査定図を、開示の対象とする対応は、開示すべきものを隠蔽する対応であり、法の趣旨に反するものであります。

(2) 開示された査定図のうち、8枚は、番号が13番以上の番号となっています。（①14-乙、②15、③16-甲、④17、⑤18、⑥19、⑦20、⑧21）

また、これらの中には、甲、乙との表示もあり、さらに、何枚かの査定図の存在が考えられるものとなっています。

では、欠番となっている、6番から13番の番号の査定図及び甲、乙に対応する査定図は、どのような状態となっているのでしょうか。明治37年の作成時に、このような一連の番号を使用しない何か特別な理由があったのでしょうか。

明治37年の査定は、明治32年に制定された「国有林野法」により、境界査定及び測量に関する規定類が整備されたことによるものであり、全国的に進められたものであるならば、それ以前のものとは質的に異なったものとなり、査定図は、当然のこととして、一連の番号を付して作成されたものと考えられます。

その後、この査定図を基にして測量が進められたことから、この査定図が全ての基本となっていることは明らかです。

その基本となっている査定図が、番号が飛んでいる、甲、乙の表示があるということでは、その後の作業の信憑性が問われることとなってしまいます。

さらに、明治37年に境界査定図13枚を作成したとし、その中の4、5を裁判の証拠として提出している以上、残りの査定図も同時に作成されたものであることを明らかにすることが求められますが、番号が一連のものでない以上、この4、5の査定図の信憑性も疑われることとなってしまいます。

なお、特定森林管理局保全課補佐名で、別添（省略）のような説明文が送られてきましたが、表と裏の番号が違うということを説明しようとしているようですが、肝心の違う理由が記載されていません。

このように、とても同時に作成された査定図とは考えられないものを開示の対象とすることなく、当方の求めに従った、残りの4、5と同時に作成された査定図を速やかに開示することを強く求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分における開示決定の状況等

審査請求人の行政文書開示請求に対し、処分庁は、以下の開示決定を行った。

(1) 開示する行政文書の名称

裁判の証拠書類、甲第3号の1～3、6～13、の11枚の査定図

(2) 不開示とした部分とその理由

査定図11枚の不開示部分については、法5条1号に規定された個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし

書口及びハのいずれにも該当しないので、不開示とした。

2 原処分を維持する理由

審査請求人は、真の特定国有林A境界査定図（特定国有林A境界査定図4及び5を含む。）13枚に付された番号は、当然連続するはずであるとして、原処分で開示された特定国有林A境界査定図11枚並びに別件開示請求において開示された特定国有林A境界査定図4及び5の図面に付された番号が連続していないことから、開示請求どおりの開示がなされていないと主張するが、当該番号が連続していないのは、当該番号が特定村に所在する国有林（特定国有林A及び特定国有林Bを含む。）に係る境界査定図24枚に対する通し番号の一部であるためである。

諮問庁において確認したところ、原処分において開示を行った図面は、図面とは別に各図面毎に特定国有林Aとしての通し番号が記載された表紙が存在し、開示された行政文書は表紙に付された番号が示すとおり、特定国有林A境界査定図13枚のうちの壹、貳、参、六、七、八、九、拾、拾壹、拾貳及び拾参であった。

したがって、原処分は、特定国有林A境界査定図13枚のうち、4及び5を除く11枚の開示を求める開示請求に対して、開示請求どおりの行政文書を開示している。このことから、処分庁の判断は妥当であり、原処分を維持することが適当である。

3 その他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記2の判断を左右するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年11月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月5日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成29年7月20日 | 審議 |
| ⑤ | 同年8月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定の上、その一部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求に対応した査定図の開示を求め、諮問庁は、本件対象文書の特定は妥当としているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、原処分で開示された特定国有林A境界査定図11枚の

図面に付された番号と、別件開示請求で開示された特定国有林A境界査定図4及び5の図面に付された番号が連続していないことを根拠に、本件開示請求のとおり開示がされていない旨主張しているところ、諮問庁は、理由説明書（上記第3の2）において、当該各図面に付された番号は、特定村に所在する国有林（特定国有林A及び特定国有林B）に係る境界査定図24枚の図面に対する通し番号の一部であることから連続していないにすぎない旨説明する。

(2) この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 特定村に所在する国有林は、もともと合計24に区分されて管理されていた国有林が大きく二つ（特定国有林A及び特定国有林B）に統合されたものである。

イ そして、それら24の国有林については、もともと、それぞれ査定図が作成され、「其 一」ないし「其 二拾一」の番号が振られていたところ、上記アの統合により、査定図の番号「其 一」ないし「其五」及び「其 十四ノ内乙」ないし「其 二拾一」に係る計13の国有林が特定国有林Aに統合され、「其 六」ないし「其 十四ノ内甲」に係る計11の国有林が特定国有林Bに統合されたものである。

そして、上記各査定図には、統合後の新たな通し番号を記載した表紙が付されたものの、もともとの番号は消されずに残されている。

ウ 審査請求人は、特定国有林Aの査定図13枚の番号が連続しない旨主張しているが、これは、消されずに残されている統合前の番号にすぎず、併せて開示している各査定図の表紙を見れば、「拾参枚ノ内壹（1）」ないし「参（3）」、「拾参枚ノ内六（6）」ないし「拾参（13）」という統合後の新たな通し番号が付されていることが分かるはずである。

(3) 当審査会において、開示実施文書を確認したところ、各査定図及びその表紙の記載内容は、諮問庁の上記（2）の説明のとおりであると認められ、本件対象文書のほかに本件請求文書に該当する文書はないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

そして、本件対象文書のほかに本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も存しない。

(4) したがって、特定森林管理局において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、原処分に係る開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」欄に文書の表題等を記載せず「裁判の証拠書類，甲第3号の1～3，6～13，の11枚の査定図」と記載しているが，このような記載は，特定した文書が，例えば「甲3号証の1」「甲3号証の2」などといった，いわゆる号証番号が付されたものであるとの誤解を与えかねないものであり，適切とはいえない。

処分庁においては，今後，特定した文書の名称を的確に記載することに留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，一部開示した決定については，特定森林管理局において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求文書

裁判の証拠書類，甲第3号証の1，2は，同時に作成された，13枚の査定図の4と5です。この4と5だけでは，当時の，境界査定の全体が把握できません。この為，4，5以外の，11枚の査定図の開示を求めます。

2 本件対象文書

裁判の証拠書類，甲第3号の1～3，6～13，の11枚の査定図